

北海道公報

目次	ページ
----	-----

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規則

○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(食品衛生課)	一一五
-----------------------	---------	-----

告示

○一般競争入札(物品の購入)の実施	(原子力安全対策課)	一一六
○一般競争入札による道有財産(土地)の売却	(管財課)	一一六
○野付風運道立自然公園に関する公園事業の一部決定	(自然環境課)	一一七
○大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	一一八
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	一二〇
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	一二二
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	一二二
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	一二二
○鶏のひなのふ化業者の登録	(酪農畜産課)	一二二
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	一二三
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	一二三
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(建設情報課)	一二三
○公共測量の終了の通知	(建設部総務課)	一二三
○道道の路線の認定	(道路整備課)	一二三
○道道の路線の廃止	(道路整備課)	一二三
○道路の区域の変更(四件)	(道路整備課)	一二四
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(五件)		一二五
○平成十三年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録		一二六
札幌医科大学告示		
○一般競争入札の実施		一二六
道教育庁上川教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)		一二七
○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告		一二八
道教育庁留萌教育局告示		
○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告		一二九

道教育庁実習船管理局告示

特定調達契約に係る落札者等の公示

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正(三件)	一一一
○政治支部の届出(平成十三年八月分)	一一一
○政治団体の設立の届出(平成十三年九月分)	一一二
○政治団体の届出事項の異動届出(平成十三年九月分)	一一三
○政治団体の解散の届出(平成十三年九月分)	一一四
○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十三年九月分)	一一四
○資金管理団体の指定取消しの届出(平成十三年九月分)	一一四
道公安委員会告示	
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示	一二四

公布された規則のあらまし

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(規則第百十六号)

趣旨及び内容

製菓衛生師法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月二十六日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百十六号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年北海道規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式添付書類1の事項を次のように改める。

1 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。)又は外国人登録証明書の写し

施 展
いしぎやまのこども未来館

知

長

北海道告示第1782号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年10月26日

1 入札に付する事項

北海道知事 堀 達 也

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪機 10台
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成13年12月14日

(4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総合防災対策室防災連絡員室

(2) 入 札 日 時 平成13年11月12日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862

(2) 交 付 方 法

(1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成13年11月7日

(2) 提 出 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1783号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成13年10月26日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所 在 地 番	面積(㎡)	入 札 執 行 日 時
函館 - 1	函館市五稜郭町37番 1	790.50	平成13年11月13日午後2時
江差 - 1	檜山郡江差町字水堀町92番 ほか1筆	5,313.18	平成13年11月14日午前9時30分
松前 - 1	松前郡松前町字福山229番	182.30	平成13年11月14日午後2時

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
- 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 函館 - 1、松前 - 1
函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁総務部会計課管財係
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2224
- (2) 江差 - 1
江差町字陣屋町336番3号
北海道檜山支庁総務部会計課管財係
電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 2224

4 入札執行の場所

- (1) 函館 - 1
函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎1階101会議室
 - (2) 松前 - 1
松前町字福山118番
北海道渡島支庁松前総合庁舎会議室
 - (3) 江差 - 1
江差町字陣屋町336番3号
北海道檜山合同庁舎2階202会議室
- 5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

- 6 郵便又は電報による入札
認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 函館 - 1、松前 - 1
提出期限 平成13年11月9日（金）
提出場所 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁総務部会計課管財係
- (2) 江差 - 1
提出期限 平成13年11月9日（金）
提出場所 江差町字陣屋町336番3号
北海道檜山支庁総務部会計課管財係

10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1784号

第1309号

報 告 公 開 規 則

北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第5条第2項の規定に基づき、野付風連道立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。 なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び根室支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。 平成13年10月26日			
1	単独施設	北海道知事 堀 達 也	
公園事業の名称 位 置			
トド原 園 地 野付郡別海町（トド原）			
トド原入口園地 野付郡別海町（トド原入口）			
2	道路（歩道）		
路 線 名 起 点 及 び 終 点			
トド原探勝線 起点 野付郡別海町（トド原車止）			
終点 野付郡別海町（キナチャウス）			
3	運輸施設		
路 線 名 種 類 起 点 及 び 終 点			
野付半島探勝線 乗合馬車 起点 野付郡別海町（トドワラ入口園地）			
終点 野付郡別海町（トドワラ園地）			
北海道告示第1785号			
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。 なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年2月26日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。 平成13年10月26日			
1(1) 届出事項の概要		北海道知事 堀 達 也	
ア 大規模小売店舗の名称及び所在地			
スーパーオーケーセンター音更店			
河東郡音更町木野大通西17丁目1番4			
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
株式会社オーケー 代表取締役 藤本 典成			

河東郡音更町木野大通西17丁目1番4			
ウ 変更した事項			
(ア) 大規模小売店舗の名称			
(変更前) スーパーセンターOK			
(変更後) スーパーオーケーセンター音更店			
(イ) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
(変更前) 株式会社 藤友 帯広市西2条南8丁目17番地、19番地			
(変更後) 株式会社 オーケー 河東郡音更町木野大通西17丁目1番4			
(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所			
(変更前) 株式会社 藤友 帯広市西2条南8丁目17番地、19番地			
(変更後) 株式会社 オーケー 河東郡音更町木野大通西17丁目1番4			
エ 変更の年月日			
平成13年10月2日			
オ 変更する理由			
社名変更及び本社移転のため			
(2) 届出年月日			
平成13年10月5日			
(3) 届出書等の縦覧			
ア 縦覧場所			
北海道経済部地域産業課			
北海道十勝支庁商工労働観光課			
イ 縦覧期間			
平成13年10月26日（金）から平成14年2月26日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）			
ウ 縦覧時間			
午前9時から午後5時15分まで			
2(1) 届出事項の概要			
ア 大規模小売店舗の名称及び所在地			
スーパーオーケーセンター丸内店			
中川郡幕別町丸内青葉町308 - 23			
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			

株式会社オーケー 代表取締役 藤本 典成
河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

ウ 変更した事項

- (ア) 大規模小売店舗の名称
(変更前) スーパーOKセンター札内店
(変更後) スーパーオーケーセンター札内店
- (イ) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社 藤友 帯広市西2条南8丁目17番地、19番地
(変更後) 株式会社 オーケー 河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前) 株式会社 藤友 帯広市西2条南8丁目17番地、19番地
(変更後) 株式会社 オーケー 河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

エ 変更の年月日
平成13年10月2日

オ 変更する理由
社名変更及び本社移転のため

(2) 届出年月日
平成13年10月5日

(3) 届出書等の縦覧

ア 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道十勝支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間
平成13年10月26日（金）から平成14年2月26日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

ウ 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

3(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
びあざツクハラ札内店
中川郡幕別町札内青葉町307番
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名
株式会社福原 代表取締役 福原 朋治
帯広市西22条北1丁目13番地

ウ 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社ローヤルクリーニング	帯広市西5条南27丁目	代表取締役 山崎 静馬
有限会社逢坂商店	中川郡幕別町錦町19番地1	代表取締役 逢坂 幸次
株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	代表取締役 大島 康広
有限会社小田呉服店	広尾郡広尾町本通8丁目12番地	代表取締役 小田 金二
合資会社福原十字堂	上川郡新得町2条南1丁目1番地	代 表 社 員 福原 昭治
有限会社向井茶舗	帯広市西18条南3丁目2番7号	代表取締役 向井 茂代
株式会社柳月	河東郡音更町字下音更北9線西18-2	代表取締役 田村 昇
有限会社田所商会	中川郡幕別町錦町106	代表取締役 田所 富男
有限会社ふくら工房	帯広市東2条南8丁目20番地	代表取締役 橋本 崇司

(変更後)

小売業を行う者の名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社ローヤルクリーニング	帯広市西5条南27丁目	代表取締役 山崎 静馬
有限会社逢坂商店	中川郡幕別町錦町19番地1	代表取締役 逢坂 幸次

第 1309 号

公 報 函 館 市

株式会社フラザクリエ イト	東京都千代田区五番町 1 番地	代表取締役	大島 康広
有限会社小田呉服店	広尾郡広尾町本通 8 丁目12番 地	代表取締役	小田 金二
有限会社アルファ・タ カダ薬局	中川郡池田町大通 2 丁目14番 地	代表取締役	高田 秀司
有限会社向井茶舗	帯広市西18条南 3 丁目 2 番 7 号	代表取締役	向井 茂代
株式会社柳月	河東郡音更町字下音更北 9 線 西18 - 2	代表取締役	田村 昇
有限会社田所商会	中川郡幕別町錦町106	代表取締役	田所 富男
有限会社ふくら工房	帯広市東 2 条南 8 丁目20番地	代表取締役	橋本 崇司
有限会社ヒタケ電器	帯広市西17条南 3 丁目46 - 15	代表取締役	飛岡 抗

工 変更の年月日

平成13年 9月15日

オ 変更する理由

小売業者変更のため

(2) 届出年月日

平成13年10月10日

(3) 届出書等の縦覧

ア 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間

平成13年10月26日（金）から平成14年 2月26日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

ウ 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時15分まで

北海道告示第1786号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとお

り大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため、配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年 2 月26日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年10月26日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社テーオー小笠原 代表取締役 小笠原 正

函館市港町 3 丁目18 - 15

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローグローブ松前店

松前郡松前町字建石59 - 4 ほか

(3) 変更しようとする事項

事 項	店舗面積	駐車場収容台数	駐輪場収容台数	駐車場の自動車出入口数
(変更前)	1,132㎡	24台	0台	出口 1 か所 入口 1 か所
(変更後)	2,213㎡	101台	10台	出入口 2 か所

(4) 変更する年月日

平成14年 6月11日

(5) (3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の法人名及び代表者名並びに住所

株式会社テーオー小笠原 代表取締役 小笠原 正

函館市港町 3 丁目18 - 15

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 荷さばき施設の面積

32.71㎡

(イ) 廃棄物等の保管施設の容量

8.42㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時から午後 8 時まで

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 9 時30分から午後 7 時30分まで

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時から午後 8 時まで

2 届出年月日
平成13年10月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道渡島支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間
平成13年10月26日（金）から平成14年 2 月26日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

(3) 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時15分まで

北海道告示第1787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成13年10月15日、北見土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年10月26日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、天塩川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成13年10月26日

北海道知事 堀 達 也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成13. 10. 13	理 事	那須 芳男	上川郡風連町字豊里941番地
同	同	同	藤原 敏正	士別市武徳町44線東 7 号
同	同	同	梅津 和昭	同 上士別町16線南26番地
同	同	同	木島喜久雄	同 下士別町41線西13番地
同	同	同	大石 宰	上川郡和寒町字南丘636番地

同	同	同	佐藤 仁志	同	剣淵町第12区1578番地の123
同	同	監 事	松下 初男	同	士別市中士別町10線西11番地
同	同	同	日下 忠男	同	多寄町31線西26番地
同	同	同	成田 和彦	同	上川郡剣淵町第 3 区9396番地
退 任	同	理 事	那須 芳男	同	風連町字豊里941 番地
同	同	同	13. 10. 12	同	士別市武徳町44線東 7 号
同	同	同	藤原 敏正	同	上士別町16線南26番地
同	同	同	梅津 和昭	同	同 下士別町41線西13番地
同	同	同	木島喜久雄	同	上川郡和寒町字南丘636番地
同	同	同	大石 宰	同	剣淵町第12区1578番地の123
同	同	同	佐藤 仁志	同	士別市中士別町10線西11番地
同	同	監 事	松下 初男	同	多寄町31線西26番地
同	同	同	日下 忠男	同	上川郡剣淵町第 3 区9396番地
同	同	同	成田 和彦	同	上川郡剣淵町第 3 区9396番地

北海道告示第1789号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年10月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月26日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
共 和 北 部	土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農道、客土、暗きよ、区画整理）	北海道後志支庁
東 中 7	農免農道整備	北海道上川支庁
住 吉	水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水）	北海道網走支庁
新 田	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農道、区画整理、土層改良）	北海道十勝支庁

北海道告示第1790号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者をふ化業者の登録簿に登録した。

平成13年10月26日

北海道知事 堀 達 也

登 録 番 号	ふ 化 業 者 の 氏 名又は名称	住 所	ふ 化 場 所	在 地
登 録 番 号	氏名又は名称	住 所	ふ 化 場 所	在 地

13 - 2	日鷄食産株式会社	北海道上川郡清水町字清水基線94番地	日鷄食産株式会社	北海道上川郡清水町字北2条4丁目	平成13.10.17
			北海道事業所		

北海道告示第1791号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年10月26日

- 1 保安林の所在場所
常呂郡佐呂間町字浜佐呂間251の1、252の3、252の16、252の17
- 2 指定の目的
風害の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1792号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年10月26日

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
北海道知事堀達也
上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え

置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在場所
上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在場所
上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(3) 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 解除予定保安林の所在場所
上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 解除予定保安林の所在場所
上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(3) 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 6(1) 解除予定保安林の所在 上川郡上川町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1793号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年10月26日

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道知事 堀 達 也
- 入札契約総合管理システム整備プログラム開発委託業務 1 式

- 2 落札を決定した日
- 平成13年10月 4 日

- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
- (2) 住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目1番地 (緑苑ビル)

- 4 落札金額
- 61,950,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
- 平成13年北海道告示第1454号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道建設部建設管理室建設情報課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1794号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年10月26日

- 1 作業種類 公共測量 (3級基準点測量)
- 北海道知事 堀 達 也

- 2 作業期間 平成13年6月15日から9月18日まで
- 3 作業地域 長万部町

北海道告示第1795号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第7条第1項の規定により、平成13年10月18日道路の路線を次のように認定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月26日

- 整理 路 線 名 起 点 終 点 北海道知事 堀 達 也
- 番号
- 重要な経過地
- 道路法第7条第1項該当号

- 1164 大野インター線 上磯郡上磯町 上磯郡上磯町 - 6
- (一般国道228号交点)

- 1165 穂別インター線 勇払郡穂別町 勇払郡穂別町 - 6
- (一般国道274号交点)

- 1166 中札内インター線 河西郡中札内村 河西郡中札内村 - 6
- (一般国道236号交点)

北海道告示第1796号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第10条第1項の規定により、平成13年10月18日次の道路の路線を廃止した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月26日

- 整理 路 線 名 起 点 終 点 北海道知事 堀 達 也
- 番号
- 重要な経過地
- 道路法第7条第1項該当号

- 554 紋別空港線 紋別市沼の上紋 紋別市沼の上 (一般国道238号交点) - 5

北海道告示第1797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月26日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道路	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	区 間					
	上問寒問寒別停車場線	天塩郡幌延町字上問寒770番2地先から 天塩郡幌延町字中間寒560番1地先まで	前	16.60mから 29.80mまで	800.80m	—	北海道留萌土木現業所
			後	17.50mから 32.20mまで	800.00m	—	
	豊 富 遠 別 線	天塩郡遠別町字清川821番1地先から 天塩郡遠別町字清川429番地先まで	前	6.90mから 20.20mまで	506.07m	—	同
			後	6.90mから 20.20mまで	506.07m	—	
			後	20.00mから 58.57mまで	414.44m	—	

北海道告示第1798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月26日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道路	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
2	路 線 名	天人峽美瑛線				
3	道路の区域	区 間				
		上川郡美瑛町国有林上川 中部森林管理署355林班 る小班地先から上川郡美 瑛町国有林上川中部森林 管理署351林班い小班地 先まで	前	17.50mから 89.00mまで	1,645.00m	—
			前	10.70mから 72.00mまで	1,687.97m	—
			後	17.50mから 89.00mまで	1,645.00m	—

北海道告示第1799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月26日

北海道知事 堀 達 也

- 道路の種類 道路
- 路 線 名 跡佐登小清水線
- 道路の区域

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治 上川郡新得町栄町123番 1 のうち、126番のうち、128番のうち、129番のうち、139番 2、139番 3、139番 4、139番 5、139番 6、139番 7、139番 8、139番 9
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	上川郡新得町 3 条南 4 丁目 新得町長 斉藤 敏雄
3	開発許可年月日及び番号	平成13年 5 月31日 十建指第13 - 4 号
北海道十勝支庁告示第22号		
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年10月26日		
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治 河東郡音更町字音更基線38番 9、38番11、38番12、38番13、38番14、38番15、字音更東 1 線37番11、37番15、37番16、37番17、37番18、北明台 1 番 8、79番 2、大通北1丁目78番 2
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	河東郡音更町大通 5 丁目 1 番地 音更町農業協同組合 代表理事組合長 高松 正三
3	開発許可年月日及び番号	平成13年 6 月8日 十建指第13 - 5 号
北海道留萌支庁告示第 5 号		
北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり平成13年度から翌々年度までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。 平成13年10月26日		
登録番号	登録年月日	住 所
留萌第 1 号	平成13.10.15	天塩郡遠別町本町 3 丁目 76、68番地
札幌医科大学告示		
札幌医科大学告示第20号		
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年10月26日		

1	入札に付する事項 札幌医科大学構内及び駐車場等除雪業務委託について入札に付するものとする。 (1) 調達をする役務 除雪作業員による作業 トラクターシヨベル（ホイール型 バケット容量1.2立方メートル）による作業 ダンゾトラック（4 t）による作業 数量（予定数量） 除雪作業員による作業 トラクターシヨベル（ホイール型 バケット容量1.2立方メートル）による作業 ダンゾトラック（4 t）による作業 契約期間 平成13年11月19日から平成14年 3 月31日まで (4) 調達をする役務の仕様 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項に規定するものでないこと。 (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 札幌市内に本・支店等の営業の拠点を有していること。 (5) 平成13年10月 1 日現在で引き続き 2 年以上除雪事業を営んでいること。 (6) 以下の除雪機械等を保有しているものであること。 除雪作業員 大型特殊自動車運転免許証及び車両系建設機械運転技能講習修了者 トラクターシヨベル（ホイール型 バケット容量1.2立方メートル） ダンゾトラック（4 t） 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、政令第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成13年10月26日（金）から11月 6 日（火）まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 時間当たりの単価 1 時間当たりの単価 1 時間当たりの単価 447時間 364時間 214時間
---	---	--

ウ	申請書類の提出先	郵便番号 060 - 8556 札幌医科大学事務局総務課 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112
	4 入札執行の場所及び日時	
	(1) 入札場所	北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟1F 共通会議室
	(2) 入札日時	平成13年11月14日(水)午前10時30分
	(3) 開札場所	(1)に同じ。
	(4) 開札日時	(2)に同じ。
	5 入札保証金	
	入札保証金は、免除する。	
	6 入札説明書の交付に関する事項	
	(1) 交付場所	北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課
エ	(2) 交付方法	(1)の場所で交付する。
	7 郵便による入札	
	郵便及び電報による入札は認めない。	
	8 落札者の決定方法	
	すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)したもののうち、入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの子定数量を乗じて得た合計金額)が最低であるものを落札者とする。	
	9 契約書作成の要否	
	10 その他	
	(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しないものとした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
	(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い	
	入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。	
イ	なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること(消費税等相当額を加算した金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。)。	
	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
	ア 名称	札幌医科大学事務局総務課
	所在地	
	郵便番号	060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
	電話番号	011 - 611 - 2111 内線 2112
	(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。	
	(5) この入札の執行は、公開する。	
	(6) 詳細は、入札説明書による。	
	調 査 証 書 第 1309 号	
北海道教育庁上川教育局告示第9号		
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		
平成13年10月26日		
北海道教育庁上川教育局長 河村 猛 将		
1 落札に係る物品等の名称及び数量		
(1) 物品等の名称	北海道名寄農業高等学校実習用備品	
(2) 物品等の数量		
24台 (19品)		
2 落札を決定した日		
平成13年10月11日		
3 落札者の氏名及び住所		
(1) 氏 名	植崎産業株式会社	
(2) 住 所	室蘭市海岸町3丁目3番2号	
4 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)		
26,480,000円		
5 契約の相手方を決定した手続		
一般競争入札		
6 一般競争入札の公告		
平成13年北海道教育庁上川教育局告示第7号		
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
(1) 名 称	北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係	
(2) 所在地	北海道旭川市永山6条19丁目303番地	
北海道教育庁上川教育局告示第10号		
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		
平成13年10月26日		
北海道教育庁上川教育局長 河村 猛 将		
1 落札に係る物品等の名称及び数量		
(1) 物品等の名称	北海道名寄農業高等学校実習用備品	
(2) 物品等の数量		
24台 (19品)		
2 落札を決定した日		
平成13年10月11日		
3 落札者の氏名及び住所		
(1) 氏 名	植崎産業株式会社	
(2) 住 所	室蘭市海岸町3丁目3番2号	
4 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)		
26,480,000円		
5 契約の相手方を決定した手続		
一般競争入札		
6 一般競争入札の公告		
平成13年北海道教育庁上川教育局告示第7号		
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
(1) 名 称	北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係	
(2) 所在地	北海道旭川市永山6条19丁目303番地	

第1309号

報 告 要 求 状 況

北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
(1) 物品等の名称	
教育情報化設備整備備品 (校内LAN)	
(2) 物品等の数量	
ア パーソナルコンピュータ	97台
イ O.A.ボード	4台
ウ ビデオプロジェクター	22台
エ スクリーン	56台
オ プリンター	25台
カ スキャナー	1台
キ デジタルカメラ	5台
2 落札を決定した日	
平成13年10月12日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 東芝アイティ・ソリューション株式会社	
(2) 住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町66 - 2	
4 落札金額 (消費税及び地方消費税を除く。)	
29,700,000円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	
平成13年北海道教育庁上川教育局告示第8号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係	
(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目303番地	
北海道教育庁上川教育局告示第11号	
次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成13年10月26日	
1 入札に付する事項	北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将
(1) 調達をする物品等の名称及び数量 (1月当たりの単価)	

ア パーソナルコンピュータ	1式	42台 (普通科)
イ パーソナルコンピュータ	1式	32台 (普通科)
ウ パーソナルコンピュータ	1式	7台 (聾学校)
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。	
(3) 契 約 期 間	平成14年1月4日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年12月28日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。	
(4) 納 入 期 日	平成14年1月4日 (金)	
(5) 納 入 場 所	ア 北海道鷹栖高等学校 イ 北海道風連高等学校 ウ 北海道旭川聾学校	
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。		
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。		
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。		
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。		
3 条件付一般競争入札参加資格の審査		
(1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。		
ア 申 請 の 時 期	平成13年10月26日から11月9日まで	
イ 申 請 の 方 法	申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。	
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係	
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。		
4 契約条項を示す場所	北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係	
5 入札執行の場所及び日時		

(1) 入 札 場 所	北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道上川合同庁舎3階302会議室（郵送による場合は、郵便番号 079 - 8612 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係）
(2) 入 札 日 時	平成13年11月21日（水）午前10時 （郵送による場合は、平成13年11月20日までに必着のこと。）
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
6 入 札 保 証 金	入札保証金は、免除する。
7 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	北海道旭川市永山6条19丁目303番地 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
8 落 札 者 の 決 定 方 法	北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9 契 約 書 作 成 の 要 否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係

イ 所 在 地	郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山6条19丁目303番地 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(6) この入札の執行は、公開する。	
(7) 詳細は、入札説明書による。	
II Summary	
A. Nature and quantity of the products to be procured :	
a. Personol Computer	42 1 set
b. Personol Computer	32 1 set
c. Personol Computer	7 1 set
B. Bidding date and time :	
10 : 00 A. M. November. 21, 2001	
(If mailed, bids must arrive no later than November, 20)	
C. Contact	
Accounting Division, General Affairs Department,	
Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Government	
Nagayama 6, 19, Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan	
Phone : 0166-46-5111 Ext. 3118	

北海道教育庁留萌教育局告示第5号

北海道教育庁留萌教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年10月26日

北海道教育庁留萌教育局長 松 浦 隆

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ 1式 42台×1校（普通科）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年1月4日（金）
- (4) 納 入 場 所 北海道羽幌高等学校

第1309号

報 告 要 約

北 海 道

(5) 契 約 期 間	平成14年1月4日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年12月28日を限度に契約期間を延長することが有り得る。
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること
(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。	
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
ア 申 請 の 時 期	平成13年10月26日から11月9日まで
イ 申 請 の 方 法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
4 契約条項を示す場所	北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所	北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局会議室（合同庁舎4階）（郵送による場合は、郵便番号 077 - 0027 北海道教育庁留萌教育局企画総務課）
(2) 入 札 日 時	平成13年11月28日（水）午前11時 （郵送による場合は、11月27日までに必着のこと。）
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
6 入 札 保 証 金	入札保証金は、免除する。
7 入札説明書の交付に関する事項	

(1) 交 付 場 所	北海道留萌市住之江町2丁目1番2 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
8 落札者の決定方法	北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	
ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道教育庁留萌教育局企画総務課
イ 所 在 地	郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2 電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 3115
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(6) この入札の執行は、公開する。	
(7) 詳細は、入札説明書による。	
11 Summary	
A. Nature and quantity of products to be procured :	
a. Personal Computer	42 1 set
B. Bid tendering date and time :	

11:00 A. M. November. 28, 2001
(If maied, bids must arrive no later than November. 27)
C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department,
Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Government
2-1-2 Suminoe-cho Rumoi, Hokkaido, Japan 077-0027. Japan
Phone : 0164-42-1511 Ext. 3115

北海道教育庁実習船管理告示第3号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年10月26日

北海道教育庁実習船管理局長 石田良雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
実習船北鳳丸第二種中間検査工事 1 式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成13年 9 月20日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 植崎造船株式会社
(2) 住 所 室蘭市築地町135番地
- 4 随意契約に係る契約金額
33,957,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局
(2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道選挙管理委員会告示第128号

北海道選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、新慥会の会計責任者 二階堂 俊三 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成10年北海道選挙管理委員会告示第103号）の一部を次のとおり訂正する。

平成13年10月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康 之

「 ク 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

政治団体の名称	借 入	先	借入残高
9 年分			円
事 務 局			
(資 金 管 理 団 体)			
新 慥 会	新 山	付	4,500,000

を

「 ク 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

政治団体の名称	借 入	先	借入残高
9 年分			円
事 務 局			
(資 金 管 理 団 体)			
新 慥 会	新 山	付	20,000,000

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第129号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、新山やすしと歩む会の会計責任者 二階堂 俊三 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成12年北海道選挙管理委員会告示第21号）の一部を次のとおり訂正する。

平成13年10月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康 之

「 ク 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

政治団体の名称	残 高
---------	-----

第 1 3 0 9 号

北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 3 0 号

10年分	円
事 務 局	
(資 金 管 理 団 体)	
新山やすしと歩む会	5,000,000

」

「 ク 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

政治団体の名称	借 入 先	借 入 残 高
10年分		円
事 務 局		
(資 金 管 理 団 体)		
新山やすしと歩む会	新 山 忪	20,500,000

に改める。

」

北海道選挙管理委員会告示第 130 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、新山やすしと歩む会の会計責任者 二階堂 俊三 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成12年北海道選挙管理委員会告示第163号）の一部を次のとおり訂正する。
平成13年10月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

政治団体の名称	借 入 先	借 入 残 高
11年分		円
事 務 局		
(資 金 管 理 団 体)		
新山やすしと歩む会	新 山 忪	17,000,000

」

「 ク 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

政治団体の名称	借 入 先	借 入 残 高
11年分		円
事 務 局		
(資 金 管 理 団 体)		
新山やすしと歩む会	新 山 忪	32,500,000

に改める。

」

北海道選挙管理委員会告示第 131 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成13年10月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年8月分）

当該政治団体を支部とする政党の名称 政 党 の 支 部 の 名 称
（政 党 本 部 の 名 称） 主たる活動区域が1以上の市区町村又は選挙区の 届 出 先
区域を単位として設けられる支部であるか否かの別

自由民主党 自由民主党北海道福祉支部 有 事 務 局

北海道選挙管理委員会告示第 132 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年10月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年9月分）

政党の支部で 政 治 団 体 の 名 称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の 届 出 先
あるか否かの別 氏 名

否	金沢ひろゆき後援会	函館市亀田港町56番10号	吉田三郎	大塚昭雄	渡島支所
同	谷杉正寿君を励ます会	上磯郡上磯町追分2丁目30番地	嵐幸治	村五恭	同
同	水上務後援会	同	飯生1丁目13番30号	二井田昌弘	同
同	大河昭彦とそれいゆの会	滝川市明神町1-4-13	滝川市明神町1-4-13	神部富美子	空知支所
同	砂川敏文西帯広ニュータウン地域後援会	帯広市西22条南3丁目22-5	石原良夫	長竹村君	十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第133号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。

平成13年10月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
(平成13年9月分)

政治団体の名称異動事項

異

新

動

内

旧

容

届出先

自由民主党札幌市支部連合会

宮本吉人

千葉英守

事務局

同 北海道大樹支部

小山石祐一

片岡義信

同

石崎岳白石区連合後援会

大山竹利弘

浅沼安之進

同

同 岡野裕北海道後援会

小田田武彦

同

経済同志会

小西尾長光

片岡耕作

同

北海道高相憲治後援会

代表者の氏名

片岡義信

同

自由民主党浦臼支部

代表者の氏名

樺戸郡浦臼町字晩生内228-79

空知支所

同 砂川支部

代表者の氏名

砂川市東4条南16丁目1番16号

同

同 奈井江支部

代表者の氏名

空知郡奈井江町字茶志内2区

同

同 安藤君明後援会

代表者の氏名

近藤日出雄

同

自由民主党北海道第六選挙区支部

代表者の氏名

菅原範明

上川支所

北海道商工政治連盟東川町支部

代表者の氏名

上川郡東川町北町2丁目3-1

同

同

代表者の氏名

石澤正義

同

同 工藤国夫後援会

代表者の氏名

虻田郡豊浦町字船見町43番地

胆振支所

同

代表者の氏名

渡辺登

同

同 つづき敏博後援会

代表者の氏名

釧路市武佐2-2-22

釧路支所

同 北村直人中標準後援会

代表者の氏名

標準郡中標準町東1条南1丁目

同

同 北村直人根室管内4町連合後援会

代表者の氏名

標準郡中標準町東1条南1丁目

同

北海道選挙管理委員会告示第 134 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年10月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年 9 月分）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 の 届 出 先
自由民主党北海道札幌市厚別区第一支部	伊 達 忠 一	平13. 3. 2 事 務 局
女性党松村たみ子後援会	松 村 多美子	平13. 9. 26 同

北海道維新連盟

谷杉正寿君を励ます会

阪井義勝後援会

川畠昭生後援会

水 木 敏 平13. 9. 19 同

嵐 幸 治 平13. 9. 14 渡島支所

吉 田 優 平13. 8. 12 檜山支所

五ノ井 健 次 平13. 8. 31 上川支所

北海道選挙管理委員会告示第 135 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年10月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年 9 月分）

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類		新	旧	
松 村 多美子	参 議 院 議 員	女性党松村たみ子後援会	主たる事務所の所在地	事 務 局
松 村 明 夫	松 前 町 長	まつむら明夫後援会	同	渡島支所
續 木 敏 博	釧 路 市 議 会 議 員	ラクダの会	同	釧路支所
同	同	同	会 計 責 任 者 の 氏 名	同
			石 井 宏 幸	

北海道選挙管理委員会告示第 136 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年10月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年 9 月分）

資金管理団体の指定の取消届出をした者	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	指 定 取 消 届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類				年 月 日
松 村 多美子	参 議 院 議 員	女性党松村たみ子後援会	札幌市北区北 7 条西 6 丁目 1 - 5	北苑マシヨン801
			松 村 多美子	平13. 9. 26 事 務 局

北海道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第87号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の検定をいう。）を行っ

たので、同規則第 9 条第 1 項の規定により公示する。

平成13年10月26日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 群馬県桐生市境野町七丁目201番地
又は名称及び住所 株式会社ソフアイア

1	代表者の氏名		代表取締役 井置 定男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R花満S	
	製造業者名	株式会社ソフイア	
	型式試験番号	10042600	
	検定年月日	平成13年10月26日	
	検定番号	第10042600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間	
2	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	代表者の氏名		代表取締役 井置 定男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R事件です	
	製造業者名	株式会社ソフイア	
	型式試験番号	10035800	
	検定年月日	平成13年10月26日	
	検定番号	第10035800号	
3	検定の有効期間		公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区上野七丁目4番9号 株式会社エイベックス
	代表者の氏名		代表取締役 望月 光三
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県横浜市中区新羽町1180番地
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ルーツ	
	製造業者名	株式会社エイベックス	
	型式試験番号	14037000	
	検定年月日	平成13年10月26日	
検定番号	第14037000号		

4	検定の有効期間		公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京栄産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 檀本 宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中白区中砂町278番地
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R熱闘バワプロクンX 1	
	製造業者名	京栄産業株式会社	
	型式試験番号	10041200	
	検定年月日	平成13年10月26日	
5	検定番号		第10041200号
	検定の有効期間		公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 佐野 慎一
	製造又は検査を行う事業所の所在地		岡山県浅口市郡里庄町里見2800番地
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	キングパルサー	
	製造業者名	山佐株式会社	
	型式試験番号	14035400	
6	検定年月日		平成13年10月26日
	検定番号		第14035400号
	検定の有効期間		公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C RフイーパーはっちんSP	
	製造業者名	株式会社三共	

7	要	型式試験番号	10038500
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日	
	検 定 番 号	第10038500号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から 3 年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
7	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 秀行	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	ＣＲフイーバーもののけ J 8	
7	概 要	製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	10021100	
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日	
	検 定 番 号	第10021100号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から 3 年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 秀行	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
8	概 要	製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	10021300	
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日	
	検 定 番 号	第10021300号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から 3 年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市北区東天満 2 丁目 1 番 2 号 株式会社パルテック	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中野 純弘	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	大阪府堺市八田西町 2 丁目 1 番 47 号	
	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	型		
9	式 の 型 式 名	遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
	概 要	製造業者名	株式会社パルテック
	型式試験番号	14039200	
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日	
	検 定 番 号	第14039200号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から 3 年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	兵庫県伊丹市北伊丹 9 丁目80番地の 4 株式会社エエ	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 赤松 泰治	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	兵庫県伊丹市北伊丹 9 丁目80番地の 4	
	遊技機の種類	回胴式遊技機	
10	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号	
	型 式 名	ロフスロッター	
	製造業者名	株式会社エエ	
	型式試験番号	14032500	
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日	
	検 定 番 号	第14032500号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から 3 年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアルソンドイ	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 杉島紀志男	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一	
11	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	ＣＲあついで／＼おやじ	
	製造業者名	株式会社サンセイアルソンドイ	
	型式試験番号	10036700	
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日	
	検 定 番 号	第10036700号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から 3 年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区本町 1 丁目 1 番 4 号 株式会社藤商事	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫	

12	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式 遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲ熱血竜馬Ⅴ 株式会社藤商事 10042800
13	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
	検 定 番 号	第10042800号
14	検定の有効期間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
15	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 上野 栄作
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目2番18号
16	型式 遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲあしたのジョーＪ 奥村遊機株式会社 10043200
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
17	検 定 番 号	第10043200号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
18	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区台東三丁目6番13号 テクノコーション株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 河田 節子
19	製造又は検査を行 う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458
	型式 遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 モンスター-30 テクノコーション株式会社 14037400
20	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
	検 定 番 号	第14037400号
21	検定の有効期間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区台東三丁目6番13号 テクノコーション株式会社
22	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 河田 節子
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458
23	型式 遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 モンスター-30 テクノコーション株式会社 14037400
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
24	検 定 番 号	第14037400号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間

15	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区台東三丁目6番13号 テクノコーション株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 河田 節子
16	製造又は検査を行 う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458
	型式 遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 セブンスナイパー テクノコーション株式会社 14035000
17	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
	検 定 番 号	第14035000号
18	検定の有効期間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
19	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 安藤 壽雄
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
20	型式 遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲキューテーパーハニースＧ 株式会社ミズホ 10036600
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
21	検 定 番 号	第10036600号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
22	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 實田 久治
23	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式 遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 フレイバーゴーストＧ 株式会社タイドー 14040900

第1309号

報 告 公 開 報 北

18	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
	検 定 番 号	第14040900号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 秀行
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲフイーバードデカザウルスＳＰ
	製 造 業 者 名	株式会社三共
19	概 要	型式試験番号 10038900
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
	検 定 番 号	第10038900号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中島 潤
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	ＣＲ・ハッピーハッピー
20	概 要	製造業者名 株式会社平和 型式試験番号 10038700
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
	検 定 番 号	第10038700号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 株式会社北電子
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 小林 昭子
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	埼玉県川口市戸塚東4丁目2番14号
	遊 技 機 の 種 類	回胴式遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	

21	概 要	型式試験番号 14040300
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
	検 定 番 号	第14040300号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 エルホン工業株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 岸 勇夫
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	海へいこう人魚伝説
22	概 要	製造業者名 エルホン工業株式会社 型式試験番号 10040200
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
	検 定 番 号	第10040200号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井置 定男
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	花満ＳＶ
22	概 要	製造業者名 株式会社ソフイア 型式試験番号 10042700
	検 定 年 月 日	平成13年10月26日
	検 定 番 号	第10042700号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年10月26日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	
	遊 技 機 の 種 類	
	遊 技 機 の 区 分	
	型 式 名	

製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	
23 型式の概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	C R 熱血竜馬 R	
	製 造 業 者 名	株式会社藤商事	
	型式試験番号	10043100	
検 定 年 月 日		平成13年10月26日	
検 定 番 号		第10043100号	
検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成13年10月26日）から3年間	

平成十三年十月二十六日

金曜日

一四〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課